

# JIS

巻線共通規格—第 0-6 部：一般特性—  
樹脂又はワニスを含浸させたガラス巻銅線  
及びエナメルガラス巻銅線

JIS C 3215-0-6 : 2017

(JCMA/JSA)

平成 29 年 1 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	IEC/ACTAD エキスパート (株式会社東芝)
	加藤 正樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	木戸 啓人	電気事業連合会
	熊田 亜紀子	東京大学
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	高村 里子	全国地域婦人団体連絡協議会
	前田 育男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)
	山田 美佐子	千葉県消費者センター

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 29.1.20

官 報 公 示：平成 29.1.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本電線工業会

(〒104-0045 東京都中央区築地 1-12-22 コンワビル TEL 03-3542-6035)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義, 試験における一般事項並びに外観	2
3.1 用語及び定義	2
3.2 試験における一般事項	3
3.3 外観	3
4 寸法	3
4.1 導体径	3
4.2 導体の真円度	6
4.3 最小両側被覆厚さ	6
4.4 最大仕上り外径	6
5 導体抵抗	6
6 伸び	6
7 軟らかさ	6
7.1 公称導体径 1.600 mm 以下のもの	6
7.2 公称導体径 1.600 mm を超えるもの	6
8 可とう性及び密着性	6
9 耐熱衝撃	6
10 耐軟化	6
11 耐摩耗	7
12 耐溶剤	7
13 絶縁破壊	7
13.1 ガラス巻銅線	7
13.2 エナメルガラス巻銅線	7
14 均一性	7
15 温度指数	7
16 耐冷媒	7
17 はんだ付け性	7
18 融着性	8
19 誘電正接	8
20 耐トランス油	8
21 加熱減量	8
22 ピンホール試験	8
23 包装	8

	ページ
附属書 A (参考) 中間公称導体径の寸法 (R40) .....	9
附属書 B (参考) 導体抵抗 .....	10
附属書 C (参考) 高温中破壊試験 .....	11
附属書 JA (規定) 代替特性 .....	12
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表 .....	14
解 説 .....	17

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本電線工業会（JCMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

なお、JIS C 3204:1988 の規定を JIS C 3215 の規格群の附属書に順次移行させることによって、JIS C 3204:1988 は廃止された。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 3215 の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS C 3215-0-1** 巻線共通規格—第 0-1 部：一般特性—エナメル銅線

**JIS C 3215-0-2** 巻線共通規格—第 0-2 部：一般特性—エナメル平角銅線

**JIS C 3215-0-3** 巻線共通規格—第 0-3 部：一般特性—エナメルアルミニウム線

**JIS C 3215-0-4** 巻線共通規格—第 0-4 部：一般特性—ガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線

**JIS C 3215-0-6** 巻線共通規格—第 0-6 部：一般特性—樹脂又はワニスを含浸させたガラス巻銅線及びエナメルガラス巻銅線

**JIS C 3215-1** 巻線個別規格—第 1 部：クラス 105 のポリビニルアセタール銅線

**JIS C 3215-2** 巻線個別規格—第 2 部：クラス 130 の融着層付きはんだ付け可能ポリウレタン銅線

**JIS C 3215-4** 巻線個別規格—第 4 部：クラス 130 のはんだ付け可能ポリウレタン銅線

**JIS C 3215-8** 巻線個別規格—第 8 部：クラス 180 のポリエステルイミド銅線

**JIS C 3215-14** 巻線個別規格—第 14 部：クラス 105 のポリビニルアセタールアルミニウム線

**JIS C 3215-17** 巻線個別規格—第 17 部：クラス 105 のポリビニルアセタール平角銅線

**JIS C 3215-31** 巻線個別規格—第 31 部：樹脂又はワニスを含浸させた、温度指数 180 のガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線

**JIS C 3215-32** 巻線個別規格—第 32 部：樹脂又はワニスを含浸させた、温度指数 155 のガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線

**JIS C 3215-48** 巻線個別規格—第 48 部：樹脂又はワニスを含浸させた、温度指数 155 のガラス巻銅線及びエナメルガラス巻銅線

**JIS C 3215-49** 巻線個別規格—第 49 部：樹脂又はワニスを含浸させた、温度指数 180 のガラス巻銅線及びエナメルガラス巻銅線

**JIS C 3215-54** 巻線個別規格—第 54 部：クラス 155 のポリエステル銅線

白 紙

# 巻線共通規格—第 0-6 部：一般特性— 樹脂又はワニスを含浸させたガラス巻銅線 及びエナメルガラス巻銅線

Specifications for particular types of winding wires—  
Part 0-6: General requirements—Glass-fibre wound resin or varnish  
impregnated, bare or enamelled round copper wire

## 序文

この規格は、2007 年に第 1.1 版として発行された IEC 60317-0-6 を基とし、完全整合化に向けた経過措置として、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JB に示す。また、附属書 JA は対応国際規格にはない事項である。

## 1 適用範囲

この規格は、樹脂又はワニスを含浸させたガラス巻銅線及びエナメルガラス巻銅線の一般特性について規定する。

なお、公称導体径の範囲は、個別規格による。

JIS C 3215 の規格群から巻線の種類を参照する場合は、次による。

### — JIS 番号

### — 公称導体径 (mm)

### — 絶縁の厚さ

絶縁は、厚さのグレードによって、次の種類がある。

### — GL1：導体に一重にガラス繊維を巻いたもの

### — GL2：導体に二重にガラス繊維を巻いたもの

### — グレード 1 GL1：グレード 1 のエナメル線に一重のガラス繊維を巻いたもの

### — グレード 1 GL2：グレード 1 のエナメル線に二重のガラス繊維を巻いたもの

### — グレード 2 GL1：グレード 2 のエナメル線に一重のガラス繊維を巻いたもの

### — グレード 2 GL2：グレード 2 のエナメル線に二重のガラス繊維を巻いたもの

この規格では、対応国際規格で引用がない巻線試験方法の規格について、引用する規格番号及び適用箇条を具体的に規定している。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60317-0-6:2007, Specifications for particular types of winding wires — Part 0-6: General requirements—Glass-fibre wound resin or varnish impregnated, bare or enamelled round copper